

講演会

「化学プロセスの安全管理」

安全管理システムの現状と課題

— 自主保安を支える安全管理はどうあるべきか —

東京 10月16日(金) 東京大学 山上会館
〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 TEL 03-3812-2111 (代表)
大阪 12月2日(水) 大阪科学技術センター
〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 TEL 06-443-5324

プログラム

1. 挨拶 (10:00~10:10) 安全委員会委員長 平野敏右氏
2. 21世紀に向けての安全管理システムのあり方 (10:10~11:00)
東京工業大学資源化学研究所教授 仲 勇治氏…… 1
3. 21世紀の少人化プラントにおける安全確保のキーポイント (11:00~11:50)
(東京) -オペレーション設計と安全設計-
日本ゼオン(株)水島支社環境安全品質室長 山室 昇氏……11
(大阪) -オペレータの役割と少人化に伴う安全性の配慮-
武田薬品工業(株)生産技術部主席研究員 植山正基氏……20
4. プロセス安全のための物質情報調査について (11:50~12:10)
(東京) 通産省物質工学工業技術研究所主任研究員 堀口貞茲氏
(大阪) 群栄化学工業(株)生産本部主管 八木 昇氏……27
- 昼 休 み (12:00~13:00) -
5. 安全環境管理の実態—人と設備の接点における事故防止(安全総点検活動)— (13:00~13:50)
出光石油化学(株)千葉工場副工場長 奥田宗博氏……31
6. デュポンにおけるプロセス安全の管理体系 (13:50~14:40)
デュポン(株)安全環境グループ部長 竹川土夫氏……37
- 休 憩 (14:40~14:50) -
7. 危険物行政と規制緩和—自主保安の可能性と限界 (14:50~15:20)
消防庁危険物規制課長 小林恭一氏……45
8. 最近の高圧ガス事故の現況について (15:20~15:50)
(東京) 通産省環境立地局保安課保安技術班長 神山和久氏
(大阪) 通産省環境立地局保安課コンビナート保安班第一係長 伊藤 桂氏……55
9. 化学工業における安全管理の在り方 (15:50~16:20)
労働省安全課副主任中央産業安全専門官 高橋昭一氏……80
- 休 憩 (16:20~16:35) -
10. パネルディスカッション 安全管理のあるべき姿 (16:35~17:55)
司 会 平野委員長(東京大学工学部教授)
パネラー 各 講 師
安全委員会副委員長(鹿島石油(株)常務) 松田光司氏……88
11. 閉会の挨拶 (17:55~18:00) 安全委員会副委員長

主催 (社)化学工学会産業部門委員会安全委員会
〒112-0006 東京都文京区小日向4-6-19 TEL:03-3943-3527 FAX:03-3943-3530
共催 (社)化学工学会関東支部(東京) 同 関西支部(大阪)

危険物行政と規制緩和

……自主保安の可能性と限界……

消防庁危険物規制課長 小林恭一

はじめに

戦後の経済成長と豊かな日本社会を支えてきた旧来型の経済・社会システムが制度疲労を起こしつつある、と言われるようになって久しい。

このため、21世紀を見据えた活力ある日本社会に再生していくことを目指して、従来の経済・社会システムが抜本的に見直されつつある。消防防災や産業保安の分野についても、「自主保安」、「自己責任原則」、「民間活力の活用」、「多様化」、「競争原理の導入」などをキーワードとして、従来日本の安全を支えてきたシステムに「規制緩和」の動きが急である。

一方、昭和50年代の半ば以降、着実に減少してきていた危険物施設の事故件数が、バブル崩壊以後、上昇傾向に転じている。この傾向は、コンビナート区域においては、より顕著である。

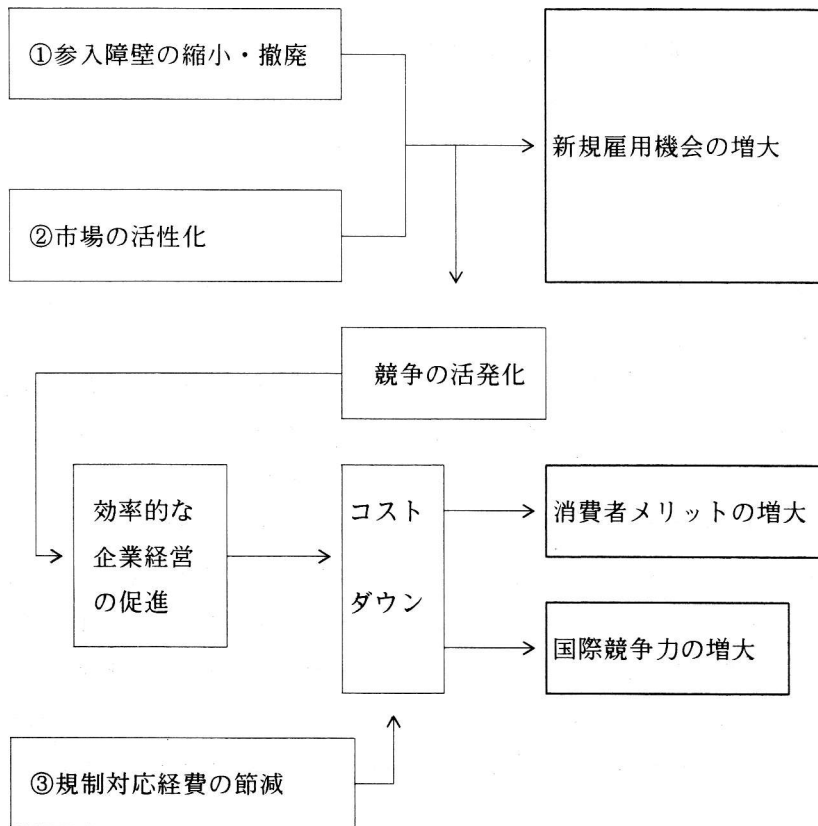
このような経済・社会情勢のもと、「国民の安全」と「経済的メリット」や「多様なニーズへの対応」、「国際競争力の確保」、「活力ある経済社会の形成」などとのバランスの取れたシステムの形成のため、「危険物行政」における「規制緩和」は如何にあるべきか考えてみることにしたい。

1 規制緩和の必要性

今、何故「規制緩和」が必要なのであろうか。

規制緩和に関連して出されている閣議決定等の内容を見ても、結局、「規制緩和」の目的としてははっきりしているのは「高コスト構造の是正」と「活力ある経済社会の創出」くらいしかない。

あえてこれらの閣議決定等に述べられている内容を斟酌すれば、次ページの図のようにまとめることができるのではなかろうか。



2 「規制緩和」に対する消防庁の対応

危険物規制など消防法の規制は、国民を災害から守ることを保護法益とする「社会的規制」であり、原則として自由にすべきとされる「経済的規制」とは異なり、軽々に規制緩和すべきものではないが、消防庁としては、安全性を損なわないことを前提に、規制緩和に鋭意取り組んでいるところである。

これまで規制緩和推進計画と規制緩和推進3年計画に基づいて実施し、又は検討中の危険物規制関係の緩和事項は、

平成7年度措置分	8 項目		
" 8 "	8 項目		
" 9 "	9 項目		
" 10 "	3 項目	実施済み合計	29 項目
" 10 措置予定	2 項目		
" 11 結論	5 項目	総計	35 項目

となっている

これらの規制緩和事項の内容は多岐にわたっているが、大きく①技術基準の見直し、②手続き等の簡素合理化、③国際整合性の確保の3種類に分類出来る。

(1) 技術基準の見直し

技術基準の中には、制定当時の技術的・工学的・社会的常識を前提に定められているものも多いが、制定後ある程度の時間が経つと、社会・経済状況の変化や技術の進歩等により、「既存の技術基準の枠組みを超えた施設を建設したり、禁止されている行為等を行いたい」というニーズが出てくる。

このような場合に、従来の技術基準の前提となっていた技術的・工学的常識や生産・流通等の実態を見直し、新たに設けた技術的条件をクリアするとか、従来の技術基準の内容を細分化したり精緻化したりすることにより、これまでと同等の安全性が確保されると認められる場合には、これまでの技術基準では認められなかった施設の建設や行為を可能にしたり、安全性を確保するための別の方法論を認めたりしていこうとするものである。

このような技術基準の見直しは、従来から個別の要請等に応じて逐次行われてきたのであるが、規制緩和推進計画をきっかけに短期間に一挙に見直しが行われたという面が強い。

「技術基準の見直し」は、さらに次のようなパターンに整理できると考えられる。

①国民の多様なニーズへの対応……3項目

これまで、危険性が高いとか事故の発生確率が高くなるなどの理由で禁止してきた行為等を、国民のニーズの多様化等を背景に見直していこうとするものである。

- [例] ・給油取扱所に圧縮天然ガススタンドの併設を認める (H7. 4. 1)
- ・ “ “ 液化石油ガススタンド “ “ (H10. 3. 16)
 - ・セルフ給油取扱い所の解禁 (H10. 4. 1)

②産業界のニーズへの対応 ……16項目

生産・流通等の実態の変化等を背景に出て来る産業界のニーズに対応しようとするものであり、量的には最も多い。

- [例] ・危険物を取り扱う建築物に用いられる不燃材料の範囲 (H9. 3. 26)
- ・貯蔵所に貯蔵出来る危険物以外の物品の拡大 (H10. 3. 16)
 - ・一般取扱い所の類型化を進めることによる基準の特例の拡大 (H10. 3. 16)

③新技術・新素材等の出現に伴う見直し……3項目

従来の技術基準が制定当時の技術的・工学的常識を前提として定められている場合には、そ

の前提を覆すような新技術や新素材が登場した場合に、それらを使用しても安全性が確保されるように技術基準そのものを見直していくことは当然のことである。また、「新技術・新素材」というほど目新しいものではないが、経済・社会的なニーズから、従来使用していなかった素材を使用したいなどと言うニーズが発生した場合も同様に考えるべきであろう。

- [例] ・金属製に限られていた危険物配管を性能規定化し、要求性能を満足するFRP配管等を危険物配管として認める (H10. 3. 16)
- ・変電所等にNa-S (ナトリウム・硫黄) 電池の設置を認める (H11年度結論)

(2) 手続き等の簡素合理化……7項目

規制に伴う事務的な諸手続き等については、簡便性が求められる一方、正確性、公正性、公平性などが求められることは当然である。日本の公的な手続き等は、従来ややもすると後者に重点を置いたシステムになりがちであったが、「規制緩和の断行」という視点に立った時、手続き等についても、正確性、公正性、公平性などの要件を満たしつつも、より簡素合理化できないか、不断の検討が必要であることもまた当然であろう。

- [例] ・危険物施設の設置又は変更の許可に係る手続きの簡素化 (H9. 3. 26)
- ・移動タンク貯蔵所の設置許可に係る消防法令の運用の統一 (H9. 3. 26)
- ・完成検査済証等の交付手続きの迅速化 (H10. 5. 20)

(3) 国際整合性の確保……7項目

従来、日本の技術基準の多くは、諸外国の基準を参考にしながら、日本の社会・経済の事情や地震多発・木造住宅の密集などの状況、技術的風土などを加味して作られてきた。先進諸国の基準の良い点をつまみ食いしつつ日本の特性も考慮できる、巧みで効率的な手法であったと言えるだろう。

しかしながら、生産物の輸出入においては、たとえ一部でも技術基準が異なっていると「非関税障壁」となり、「輸出入の円滑化」という視点から見ると大きな問題が生じてしまう。

また、手続きが煩雑であったり、技術基準が厳し過ぎたりすれば、「運搬や流通の円滑化」という視点から見ると問題であるし、ひいては「日本の国際競争力の確保」という視点から見て問題であるという指摘もある。

日本が「輸出立国」という宿命を負っている以上、公平性の視点から「非関税障壁の撤廃」や「運搬や流通の円滑化」の原則は当然のことであるし、「日本の国際競争力の確保」の視点から過度の規制は緩和すべきである、との論も理解できるところであるが、一方、「安全の確保」という視点から「地震多発・木造住宅の密集」などの日本の特殊性を考慮しなければなら